平成15年10月1日 放送大学学園規程第39号

改正 平成 19 年 4 月 24 日、平成 21 年 3 月 30 日、 平成 25 年 3 月 5 日、平成 26 年 5 月 20 日、 平成 31 年 3 月 25 日、令和 2 年 3 月 30 日

(目的)

第1条 この規程は、放送大学学園寄附行為第32条及び放送大学学園の組織及び運営の基本に関する規則(平成15年放送大学学園規則第3号)第26条の規定に基づき、放送大学学園の放送番組委員会の組織及び運営の方法を定めることを目的とする。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、理事長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。
  - 一 放送番組の編集基準の策定及びその運用に関すること。
  - 二 放送番組の編集に関する基本計画に関すること。
  - 三 各年度、各学期の放送計画に関すること。
  - 四 放送番組制作計画に関すること。
  - 五 放送番組に関する意見、要望の取扱い等大学教育のための放送の普及発達に関すること。
  - 六 その他放送番組に関する重要事項

(委員)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
  - 一 理事長、総務担当、放送担当及び学務担当の理事
  - 二 非常勤の理事のうち理事長が適当と認めるもの1人
  - 三 学長及び学長が指名する副学長
  - 四 事務局長
  - 五 放送に関する学識経験を有する者であって理事長が適当と認めるもの4人以内
- 2 前項第5号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(招集等)

- 第4条 理事長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 2 理事長は、3分の1以上の委員から、委員会開催の請求があったときは、委員会を招集しなければならない。
- 3 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事長の指定した理事が、その職務を代行する。 (定足数等)
- 第5条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

(専門委員会)

- 第6条 委員会に、第2条各号に掲げる事項を事前に審議させるため、専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会の設置、委員その他必要な事項については、別に定める。

(事務)

第7条 委員会の事務は、放送部企画編成課において行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成19年4月24日)

- この規程は、平成19年5月1日から施行する。 附 則(平成21年3月30日)
- この規程は、平成21年4月1日から施行する。 附 則 (平成25年3月5日)
- この規程は、平成25年4月1日から施行する。 附 則 (平成26年5月20日)
- この規程は、平成26年4月1日から施行する。 附 則 (平成31年3月25日)
- この規程は、令和元年5月1日から施行する。 附 則(令和2年3月30日)
- この規程は、令和2年4月1日から施行する。